登録申請に関するよくある質問

共通：物品および役務

【登録業種について】

質問	回答
自社の業務が登録業種一覧に記載がないのですが、「その他」の項目で登録できますか。	本市では「登録業種一覧」に掲載されている業種のみ登録となります。 また、「その他」の項目は設けておりません。
登録業種一覧に記載のない項目はどの業種で登録できますか？	大変申し訳ございませんが、現在のところ登録業種一覧外の業種の登録は受け付けておりません。
他の市町村では「その他」の登録がありますが、 浦添市では「その他」の登録はありませんか。	「登録業種一覧」に掲載されている業種のみ登録が可能です。浦添市では「その他」の登録は受け付けておりません。 ＊物品：車両、看板、貯水タンクなどの登録は行っておりません。 ＊役務：派遣会社の登録は行っておりません。 ※「登録業種一覧」に記載のない業種は、一般競争入札等で対応しています。詳しくは、役所のホームページをご確認ください。

【営業を始めて１年未満の登録について】

質問	回答
営業を始めて間もないため、１年分しか実績がありません。「営業実績調書【民間業者、国又は地方団体】（様式第９号）」と「営業実績総括表（様式第 10 号）」には１年分の記載でよいですか	営業実績のある１年分の記載で構いません。

【営業実績について（様式第９号)】

質問	回答
「営業実績調書（様式第９号)」は、 決算年度で記載しますか。 年度で記載しますか。	営業実績調書の下段に記載しておりますが、 **「令和６年 12 月１日～令和８年 11 月 30 日」**の間に締結した**主な契約実績**を記入してください。 （すべて記載する必要はございません）

【所在地区分について】

質問	回答
本社が県外にあり、営業所が県内の浦添市外にある場合、所在地区分はどの区分になりますか？	この場合の所在地区分は「県外」となります。

質問	回答
本社が市外にあり、市内に営業所を設け法人市民税を納めているが、「浦添市内の営業所に入札、契約に関する一切の権限を委任していること」という準市内業者の要件を満たさない場合、所在地区分はどうなりますか？	準市内業者の要件全てを満たしていない場合は、「市外業者」の取り扱いになります。所在地区分と事業所等の要件は、要綱 に掲載されていますので、そちらもあわせてご確認ください。

【次回の登録について】

質問	回答
営業を始めて１年未満のため、今回は申請することができません。次の登録申請受付はいつになりますか。	今回は追加申請（有効期間１年）ですが、次回は、定期登録（有効期間２年）の申請があります。 時期が近づきましたらホームページにてお知らせします。（例年 10 月ごろ掲載予定です。）

【資本関係・人的関係等に関する調書について（様式第 15 号）について】

質問	回答
当社は「役務」に登録する予定です。「資本または人的関係」にあるグループ会社が「役務」に登録するか分からない場合は、どうすればいいですか。	**両社、同じ業種で登録する可能性がある**場合は、**「有」**として記載してください。

質問	回答
当社は、「物品」に登録する予定です。 当社と「資本（または人的）関係」にある会社が「建設工事」で登録しますが、この場合はどうなりますか。	「建設工事」は同業種ではないため「無」となります。**両社、同じ業種の登録する**場合のみ**「有」**となります。

物品

【物品の登録に必要な資格要件について】

質問	回答
「技術職員（インストラクター含）技術者有資格者名簿（様式第２号)」に記載できる資格がないと登録はできないですか？（物品）	「物品等」の業種については、技術職員に関する必須の資格要件はありませんので、資格がなくても登録できます。

役務

【常用清掃員数について】

質問	回答
清掃業務における「常用清掃員数」の基準を教えてください。	以下の①または②のいずれかに該当する者が対象となります。 ① 期間を定めず、または　１か月を超える期間を定めて雇われている者。 ② 日々または１か月以内の期間に限って雇われている者のうち、直前の２か月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。